

事務連絡
令和2年5月15日

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス
事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の放課後等デイサービス事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび、特措法第32条第1項第2号で指定される区域の指定が解除された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 特措法第32条第1項第2号の指定が解除された場合でも、特別支援学校等においては、地域によって学校の再開の状況等が異なることが考えられるため、「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付け事務連絡。以下「5月1日付け事務連絡」という。）の1の4つ目の○にある報酬単価の取扱いを引き続き認めることとする。

< 5月1日付け事務連絡（抜粋） >

1 児童・保護者への代替的支援等

- 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「5月1日付け文部科学省通知」という。）において、分散登校を行う際に、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などが示されている。緊急事態宣言が継続した場合の対応として、学校の中で一部を休業とすることとしている場合についても、放課後等デイサービスの報酬単価については、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用することとする。

- また、新型コロナウイルス感染症防止のための特別支援学校等の臨時休業に関連して行われる代替的な支援を実施したときの報酬等の取扱い等については、引き続き同じ取扱いとするので、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」を参照されたい。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）
FAX：03-3591-8914
E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp